

社会福祉法人高原町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人高原町社会福祉協議会定款第18条に規定する理事、監事及び第6条に規定する評議員（以下「役職員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 会長報酬は、年1,200,000円までの範囲内とする。

2 役職員等が理事会及び評議員会（以下「役員会」という。）に出席した場合には、1日につき5,500円の報酬を支給する。

3 監事が監査を実施した場合も前項と同様とする。

4 前3項の規定に関わらず、高原町長、高原町副町長又は、高原町教育長若しくは、高原町の一般職の職員が役職員等に就任した場合には報酬は支給しない。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。